

広島県告示第九十一号

令和四年広島県告示第四百二二号（令和四年度地籍調査事業計画）の一部を次のように変更する。

令和五年一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる内容と同表の変更後の欄に掲げる内容に傍線で示すように変更する。

変更後		変更前	
一 地籍調査本体事業		一 地籍調査本体事業	
調査を行う者の名称 (略)	調査地域 (略)	調査期間 (略)	調査期間 (略)
三次市		三次市	
粟屋町の一部、 三和町上板木の一部、 三和町羽出庭の一部、 南畑敷町の一部		右野町横谷の一部、 作木町森山東の一部、 糸井町の一部、 粟屋町の一部、 三和町上板木の一部、 南畑敷町の一部、 神杉地区の一部、 甲奴町梶田の一部、 吉舎町吉舎の一部	
甲奴町梶田の一部、 吉舎町吉舎の一部		甲奴町梶田の一部、 吉舎町吉舎の一部	
二 数値情報化事業		二 数値情報化事業	
数値情報化を行う者の名称 (略)	数値情報化を行う地域 (略)	数値情報化を行う期間 (略)	数値情報化を行う期間 交付決定の日 （令和五年三月三日）
安芸高田市		安芸高田市	
三 (略)		三 (略)	